

宗像市立地適正化計画(案) 概要版

■立地適正化計画策定(改定)の目的(本編 P2)

①本市では、平成30年4月に「宗像市立地適正化計画」を策定しました。
 今回の改定では、第3次宗像市国土利用計画における土地利用の方向性や、都市計画マスタープランで掲げる都市像「コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市」の実現に向けて、誘導区域の見直しを図るとともに、都市再生特別措置法の改正に伴い、防災指針の追加などを行うものです。

■立地の適正化に関する基本的な方針(本編 P63)

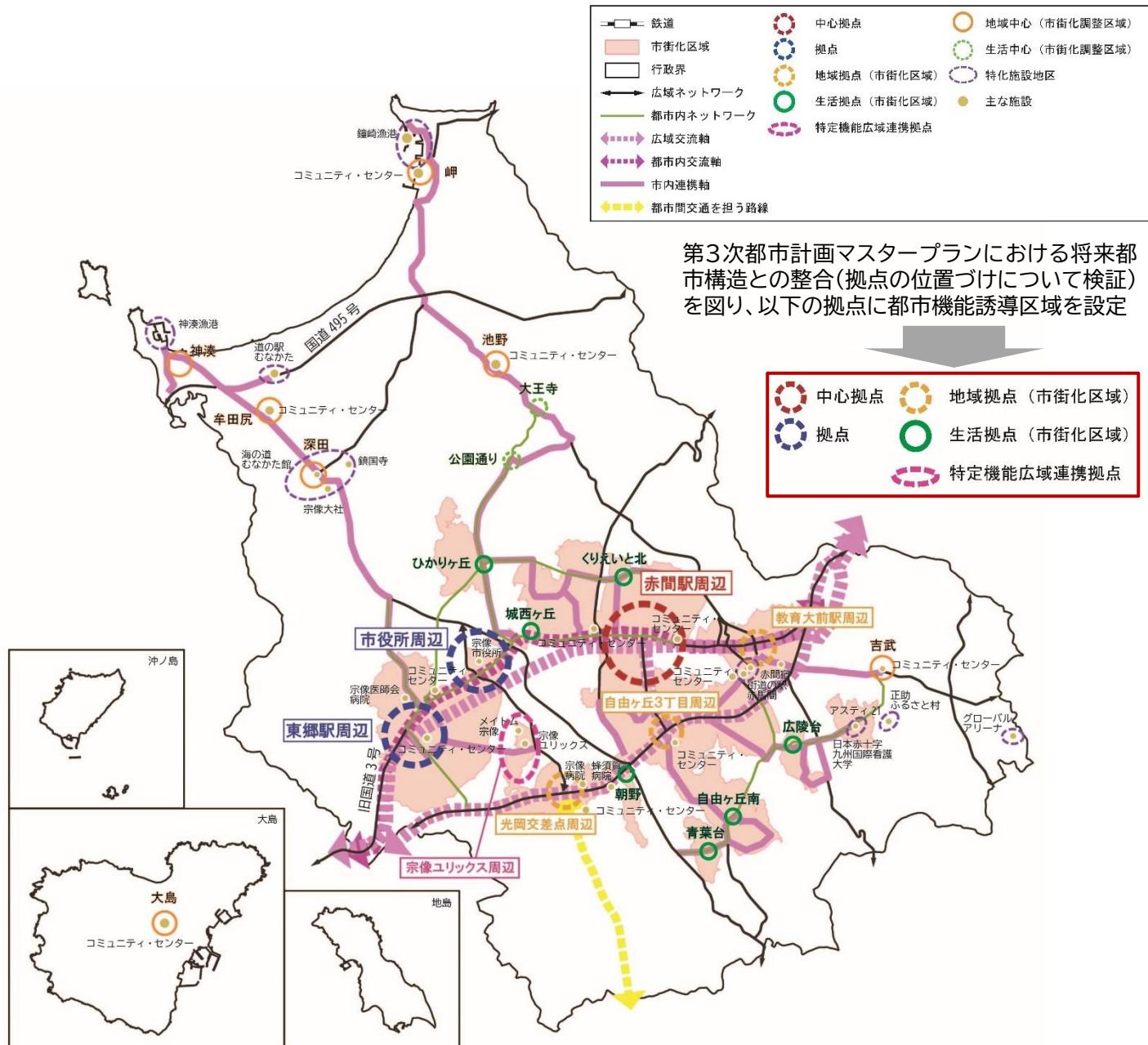
拠点の設定による周辺への都市機能集積

都市機能及び公共交通の利便性が高い地域への居住誘導

拠点・中心を連絡する公共交通の充実

災害に強いまちづくりに向けた方針

■目指すべき都市の骨格構造(本編 P66~P78)



■都市機能誘導区域・誘導施設(本編 P79~92)

①本市では、人口が減少に転じ、高齢者数は継続的に増加すると予測されています。このため、高齢者を含めた多くの人が徒歩圏で都市機能や公共交通が利用できる「歩いて暮らせるまちづくり」が必要となっています。
 ②都市機能誘導区域は、歩いて暮らせるまちづくりを実現するため、下記のフローに基づき、徒歩や自転車などによる移動で多様な都市機能や公共交通を利用しやすい範囲に設定します。
 ③上記の考え方を踏まえ、現行計画(平成30年4月策定)の都市機能誘導区域について、以下の①~④の視点で検証し、次期計画の都市機能誘導区域として設定します。⇒現行計画からの変更箇所は無し

【都市機能誘導区域設定のフロー】

視点① 徒歩で多様な都市機能を利用できる利便性の高い範囲の抽出
 視点② 他地域から公共交通によるアクセスが容易な範囲の抽出
 視点③ 一定の人口密度を維持する範囲の抽出

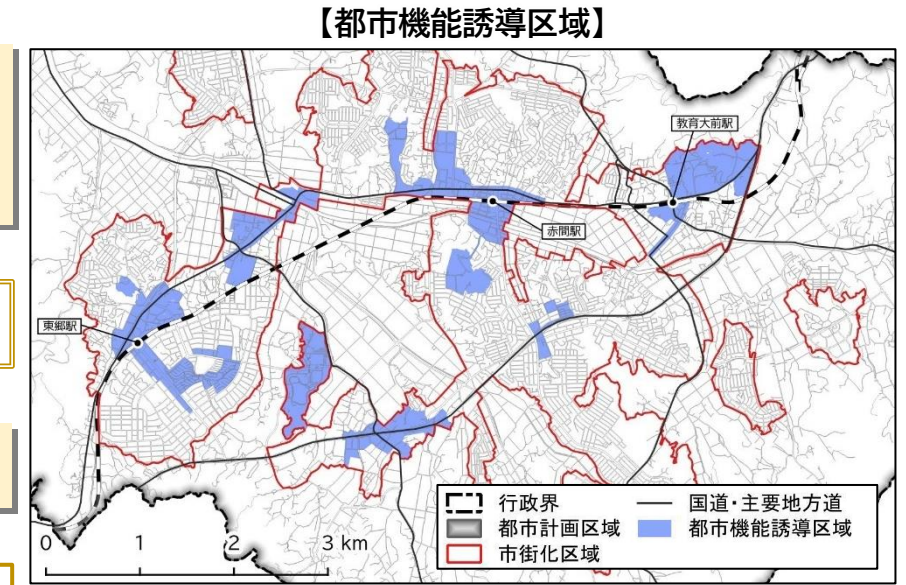
視点①~③のいずれかに該当する範囲を都市機能誘導に適した範囲として抽出

視点④ 土地利用規制誘導内容(用途地域)との整合性

都市機能誘導区域の設定

①各拠点に設定した都市機能誘導区域へ誘導する施設として「誘導施設」を設定します。
 ②誘導施設は、各拠点における現在の人口世代構成や将来の人口推計、都市機能の充足状況や配置を勘案し、各拠点の特性や方向性を確認し、下表の通り設定します。

拠点の種類	拠点名称	各拠点における誘導施設の方向性	各拠点における誘導施設の設定方針						誘導施設の設定					
			商業機能	医療機能	金融	子育て	行政	教育・文化	商業機能	医療機能	金融	子育て	行政	教育・文化
			売り場面積が3,000㎡以上の商業施設	病院(内科または外科を有するもの)	銀行、信用金庫	子育て支援センター	庁舎(国、県、市)の施設として立地の方向性が示された施設	県立中学校、高等学校、大学、学術研究機関、文化ホール、体育館、基礎図書館						
中心拠点	赤間駅周辺	赤間駅周辺は、中心拠点として既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、様々な都市機能の充実を目指します。また、都市機能及び公共交通の充実していることから、高齢者など交通弱者の居住に適しているため、併せてまちなか居住の推進が考えられます。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
拠点	東郷駅周辺	東郷駅周辺は、既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、併せて、様々な都市機能の充実を目指します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	市役所周辺	市役所周辺は、既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、分布の少ない都市機能だけでなく様々な都市機能の充実を目指します。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(市街化区域)	教育大前駅周辺	教育大前駅周辺は、地域住民や大学生のニーズに対応する都市機能が充実したまちづくりを目指します。既に商業施設に関しては、引き続き充実を目指します。	●	●	●	△	△	●	●	●	△	△	●	
	光岡交差点周辺	光岡交差点周辺は、国道3号によるアクセス性が高く、他の拠点からの都市機能利用を考慮し、既に立地している商業施設や病院は今後も継続的に充実を目指します。また、原町の歴史的な街なみ景観と調和するまちとします。	●	●	●	△	△	●	●	●	△	△	△	
	自由ヶ丘3丁目周辺	自由ヶ丘3丁目交差点周辺は、既に都市機能の集積が進み、中心拠点に繋がる幹線道路と国道3号の交差する交通結節点であるため、他の拠点からの都市機能利用が考えられます。そのため医療機能(病院)については、赤間駅周辺への他拠点からの利用集中を分担する目的で誘導施設に設定します。	●	●	●	△	△	●	●	●	△	△	△	
特定機能広域	宗像ユリックス周辺	特定機能広域連携拠点として、市内外の利用が考えられる施設を誘導します。特定機能広域連携拠点は、市全域や近隣市町などを対象とした拠点設定をしているため、近隣居住者に対する日常生活サービス施設機能の誘導は行いません。	-	-	-	●	△	-	-	-	●	●		



■居住誘導区域(本編 P93~P100)

- ①居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。
- ②居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、公共投資や公共施設等の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めます。
- ③上記の考え方を踏まえ、現行計画の居住誘導区域について、以下の①~④の視点で検証し、次期計画の居住誘導区域として設定します。

【居住誘導区域設定のフロー】

- 視点① 都市機能の集積する範囲（都市機能誘導区域の周辺）の抽出
- 視点② 公共交通によるアクセスが容易な範囲の抽出
- 視点③ 良好な住環境が整備された範囲の抽出
- 視点④ 一定の人口密度を維持する範囲の抽出

視点①~④のいずれかに該当する範囲を居住誘導区域に適した範囲として抽出

居住誘導区域に適した範囲と**居住誘導区域に含まない範囲**を勘案

居住誘導区域の設定

《居住誘導区域に含まない範囲》

都市再生特別措置法、同施行令により『含まないこととされている区域』

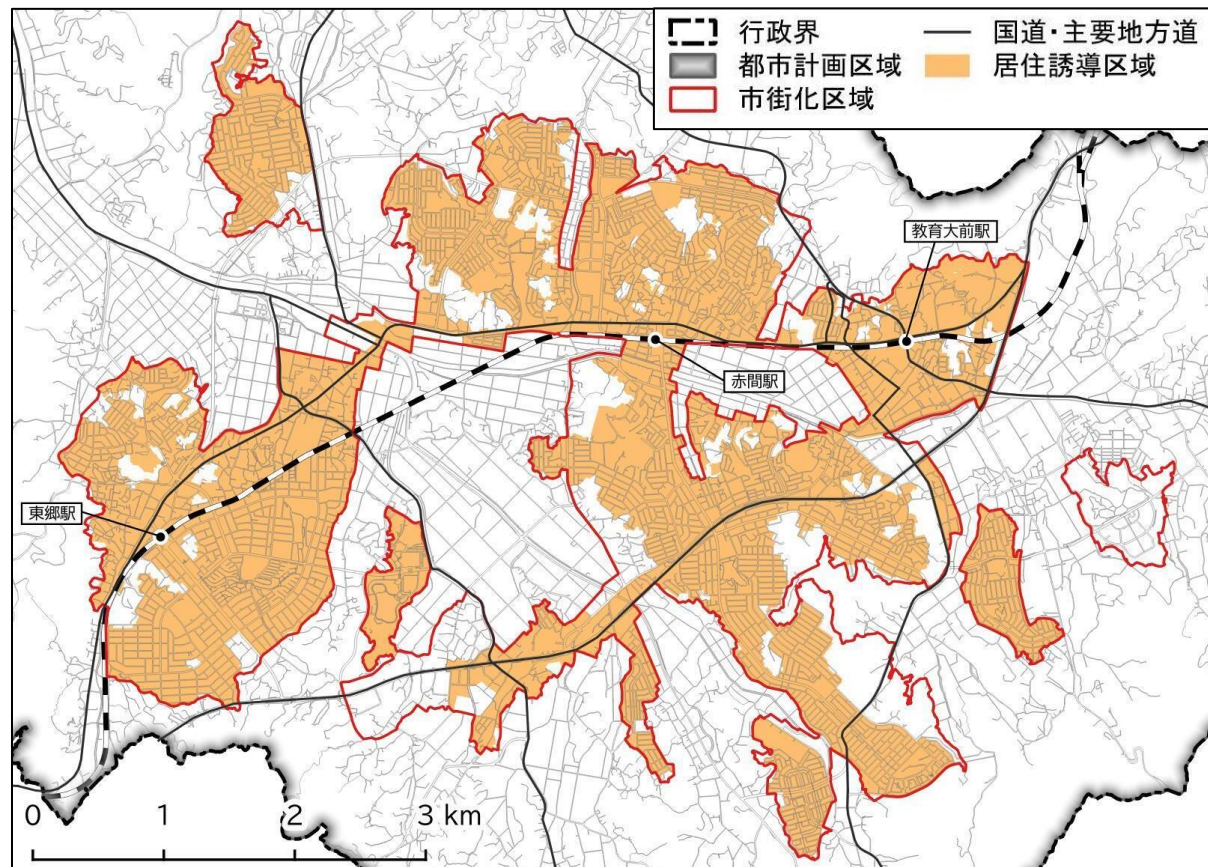
- ✓土砂災害特別警戒区域
- ✓地すべり防止区域
- ✓急傾斜地崩壊危険区域

以下の区域は『原則含まないこととすべき区域』とされていますが、防災対策を講じることから、居住誘導区域に含めることとします

- ✓浸水想定区域(洪水、内水、ため池、高潮)
- ✓家屋倒壊等氾濫想定区域
- ✓土砂災害警戒区域

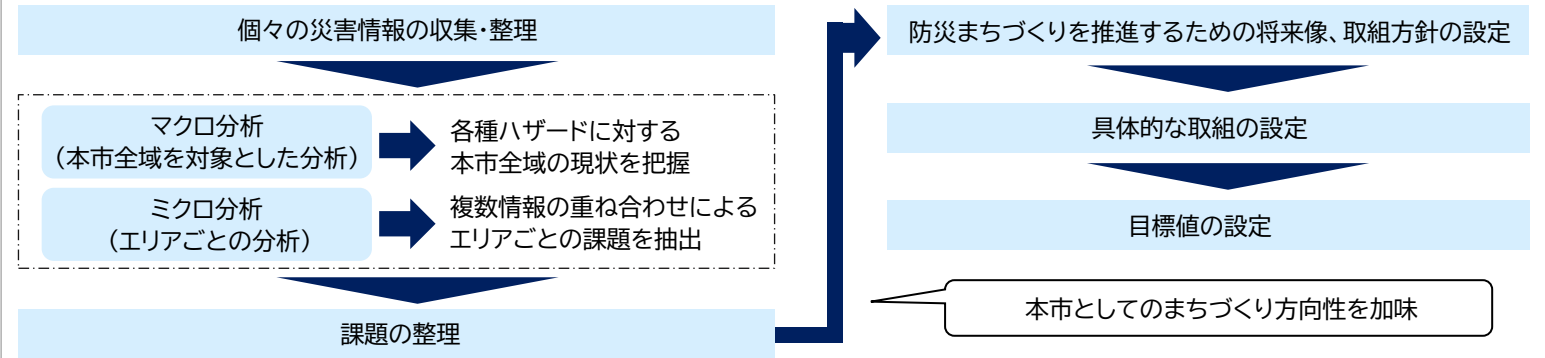
市街化区域内において市街化が進んでおらず、まとまった山林がある区域を除外します

【居住誘導区域】



■防災指針(本編 P113~P153及び資料編)

- ①都市再生特別措置法の改正に伴い、下記のフローに基づき、災害リスクを分析したうえで防災対策を検討し、防災指針として新たに位置づけます。



《主な取組施策》

- 浸水対策: 河川の浚渫等、稼働掘削・拡幅、ポンプ・貯留施設の整備
- 土砂対策: 急傾斜地崩壊防止施設の管理、砂防施設の整備、治山施設・森林及び林道の整備推進
- 共通対策: SNS等を活用した情報伝達手段の多様化、災害時のリアルタイム情報の提供、防災マップによる情報提供

■目標値と評価方法(本編 P101~P112)

- ①都市機能及び居住誘導に資する施策や、計画を適切に運用するため、また、実効性の高い計画とするため、下表の通り誘導施策・指標を定めます。

【誘導施策】

都市機能誘導	1)高齢者のまちなか誘導・住み替えによる歩いて暮らせるまちづくり 2)効率的な拠点間の移動の確保 3)子育て世代や新婚世帯を既存住宅団地へ呼び込み地域コミュニティを活性化 4)中心商業地の活性化 5)公共施設の再構築など
居住誘導	1)~3)は都市機能誘導と同様 4)増加する空き家の活用 5)公共交通軸の質の向上

【施策指標】

区分	目標指標	基準値	現状値	目標値(R17年度)	位置づけ等
都市機能誘導	都市機能誘導区域内において医療機能が立地する拠点数	4 拠点 (4施設)	4 拠点 (5施設)	6 拠点	目標値を踏襲
	広域連携施設の立地数	0 拠点	0 拠点	3 拠点	目標値を踏襲
	教育機能の集約強化(小中一貫校等)	0 箇所	0 箇所	2 箇所	目標値を踏襲
居住誘導	区域内人口	75,719 人	—	75,719 人	次期計画の基準値であるR2年人口の維持
	区域内人口密度	51.0 人/ha	—	51.0 人/ha	—
	空き家率	9.7%	10.7%	9.7%	目標値を踏襲
	自治会加入率	74%	65.6%	74%	目標値を踏襲
公共交通	地域公共交通利用率	31%	—	34%	新設
	宗像市は住みやすいと思う市民の割合	80%	83%	90%	目標値を踏襲
その他計画の実効性を高める指標	日ノ里	49,100 円	—	維持	新設
	自由ヶ丘	41,900 円	—	—	
防災指針	総合防災訓練参加者数	2,052 人	—	3,000 人	防災指針の追加に伴い新設
	防災メール登録者数	5,453 人	—	6,000 人	
	「宗像市雨に強いまちづくりビジョン」に基づく浸水の重点対策地区における浸水深 10cm 以下となる道路延長(重要路線)の割合	87%	—	93%	
上記の効果指標	宗像市は生活に必要な施設がコンパクトにまとまっていると思う市民の割合	39%	40%	70%	目標値を踏襲

【参考資料】立地適正化計画 概要版(防災指針について)

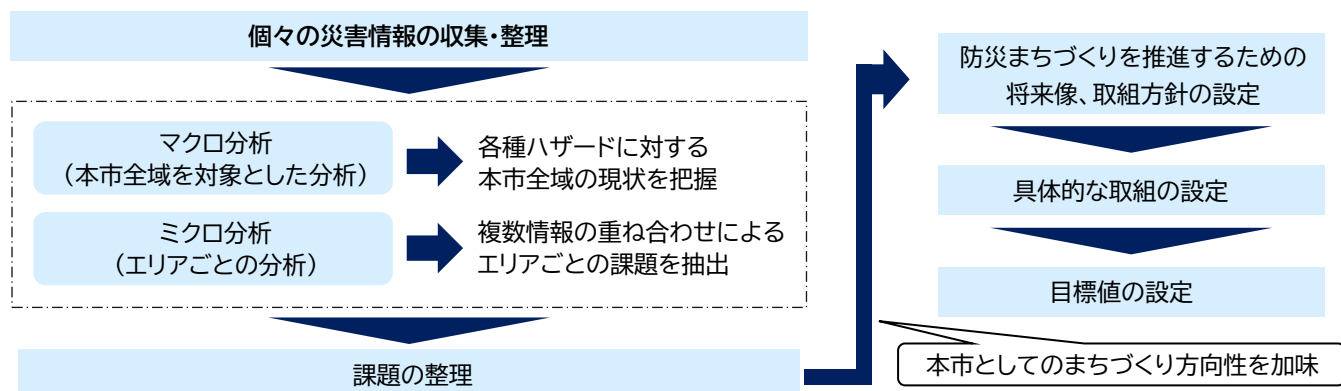
(1)防災指針の検討内容(本編 P113~P115)

防災指針とは、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災の機能確保に関する指針であり、このため防災指針の検討にあたっては、

- ① 立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ② リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し
- ③ 居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討

を行う必要があります。本市においては、誘導区域以外や市街化調整区域においても多数の集落があるため、本市全域を対象として災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、各分野の取組を明示します。

〈防災指針策定の流れ〉

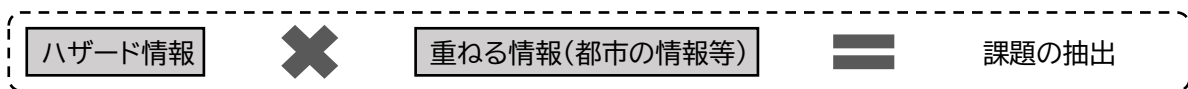


(2)災害ハザード情報の収集・整理、都市の情報との重ね合わせ分析(本編 P143~P150)

公表されているハザード情報と建物の立地状況等といった都市の情報とを重ね合わせ、それぞれの災害に対して想定し得る課題を抽出します。

重ねる情報		概要
建物	階数 立地状況	浸水深よりも高い箇所に居室があり、垂直避難が可能かどうかを把握 土砂災害や氾濫流、河岸侵食により、倒壊の恐れがないかを把握
指定緊急避難場所(500m 圏域)		指定緊急避難場所までの距離を踏まえ、容易に避難ができるかどうかを把握
要配慮者利用施設の立地状況		防災上の配慮を要する人が利用する施設の立地状況を把握
主要公共施設(市役所、警察署等)		災害が発生した際に指令拠点としての機能を担う施設が、機能不全にならないかを把握
道路の状況		災害時に避難路としての機能を有するか、機能不全となった際に他の道路が迂回機能を有するかを把握

ハザード情報と重ねる都市の情報、分析の視点については、以下の内容を整理します。



ハザード情報	重ねる情報(都市の情報等)	分析の視点
浸水想定区域(洪水、内水、ため池、高潮)	建物階数の状況	浸水の被害を受ける建物について、垂直避難が可能かを把握
	指定緊急避難場所・指定避難所の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所があるかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	主要公共施設の立地状況	浸水の影響を受ける範囲内に指令拠点としての機能を担う施設があるかを把握
	道路の状況	浸水被害の影響を受ける道路があるか、周囲に迂回機能があるかを把握

ハザード情報	重ねる情報(都市の情報等)	分析の視点
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸侵食)	建物の立地状況 要配慮者利用施設の立地状況	氾濫流や河岸侵食により、建物や要配慮者利用施設が倒壊、流失する危険性がないかを把握
浸水想定区域(津波)	建物の立地状況 指定緊急避難場所・指定避難所の立地状況	浸水の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所・指定避難所があるかを把握
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	建物の立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に建物が立地しているかを把握
	指定緊急避難場所・指定避難所の立地状況	土砂災害の影響を受ける建物の近隣に指定緊急避難場所・指定避難所があるかを把握
	要配慮者利用施設の立地状況	土砂災害の影響を受ける範囲内に要配慮者利用施設があるかを把握
	道路の状況	土砂災害により寸断される可能性のある道路があるか、周囲に迂回機能があるかを把握

〈分析の一例(想定浸水深(想定最大規模)×建物階数の状況)〉(資料編参照)

災害リスクの高い箇所の抽出の一例として、以下の図面は想定浸水深(想定最大規模^{※1})及び垂直避難^{※2}が困難な建物、要配慮者施設等を重ね合わせた図です。

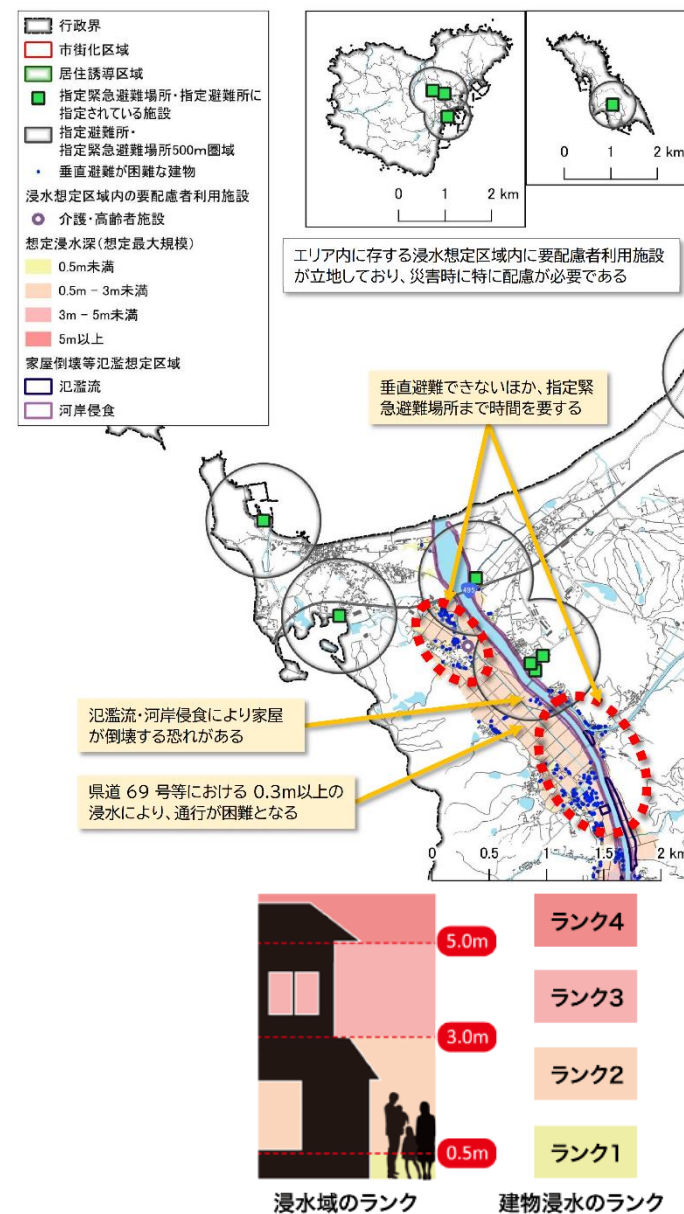
洪水浸水想定区域の浸水深 3.0m以上の箇所では、1階建ての建物が垂直避難で対応できなくなります。それらの箇所が、釣川沿岸においてみられます。

※1:想定最大規模とは、「想定し得る最大規模の降雨」を想定しています。

年超過確率 1/1000 程度の降雨量を上回るもので、規模の大きな降雨であることを示しています。

※2:垂直避難とは、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険な状態になり、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅を立ち退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難をすることです。

浸水深が 3.0mを超える場合は、垂直避難も困難な状態になります。



(3)防災上の課題の整理(本編 P147~P150)

エリアごとのマイクロ分析にあたっては、市域全域を網羅するため、各指標を重ね合わせ、課題となる箇所と対応方針を整理します。なお、宗像市は市域が広いので、市域を下図の通り5つのエリアに区分し、課題を確認します。(エリアの詳細は本編「第8章 防災指針」P146を参照)

対象エリア	課題	ハザード						
		洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池 浸水	高潮	津波	土砂災害
北部エリア1	① 国道495号や県道69号等における0.3m以上の浸水により、通行が困難となる	○	○	○	○	○	—	—
	② 垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	—	○	○	—	—
	③ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	—	○	—	○	○	○	○
	④ 氾濫流・河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	⑤ 土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○
北部エリア2	⑥ 国道495号における0.3m以上の浸水により、通行が困難となる	—	—	○	—	—	—	—
	⑦ 垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	○	○	○	○	—
	⑧ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	—	—	—	—	○	—	○
	⑨ 土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○
南部エリア1	⑩ 垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	—	—	○	—	—
	⑪ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	○	○	○	○	—	—	○
	⑫ 氾濫流・河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	⑬ 旧国道3号や県道97号の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	○	—	○	—	—	—
	⑭ 旧国道3号の0.3m以上の浸水により、交通麻痺の恐れがある(近年、道路冠水等が報告されている)	—	—	○	—	—	—	—
南部エリア2	⑮ 土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○
	⑯ 指定緊急避難場所及び周辺が浸水する恐れがある	○	○	—	—	—	—	—
	⑰ 垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	○	○	○	—	—
	⑱ 駅周辺の浸水により、交通麻痺の恐れがある	○	○	—	—	—	—	—
	⑲ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	○	○	○	○	○	—	○
	⑳ 指定緊急避難場所(サンリブくりえいと宗像)が河岸侵食により倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	㉑ 宗像市役所が浸水する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	㉒ 氾濫流・河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	㉓ 県道97号の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	㉔ 駅周辺の浸水により、交通麻痺の恐れがある(近年、道路冠水等の浸水が報告されている)	—	—	○	—	—	—	—
南部エリア3	㉕ 指定緊急避難場所(河東小学校)及び周辺が浸水する恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	㉖ 土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○
	㉗ 垂直避難できないほか、指定緊急避難場所まで時間を要する	○	○	—	○	—	—	—
	㉘ 河岸侵食により家屋が倒壊する恐れがある	—	○	—	—	—	—	—
	㉙ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設が立地しており、災害時に特に配慮が必要である	—	○	○	○	—	—	○
	㉚ 駅周辺の浸水により、交通麻痺の恐れがある(近年、道路冠水等の浸水が報告されている)	—	—	○	—	—	—	—
	㉛ 駅周辺の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	㉜ 国道3号の浸水により、交通麻痺の恐れがある	—	—	—	○	—	—	—
	㉝ 駅周辺の道路が土砂災害により、通行止めとなり交通麻痺の恐れがある	—	—	—	—	—	—	○
	㉞ 土砂災害警戒区域内・土砂災害特別警戒区域内に住宅が多数立地しており、指定緊急避難場所まで時間を要する	—	—	—	—	—	—	○

(4)個別の取組内容とスケジュール(本編 P153)

前項で整理した取組方針に基づく施策を整理し、実施主体や実施時期の目標について、下表に示します。施策の整理にあたっては「宗像市国土強靱化地域計画 令和5年度年次計画」や「宗像市地域防災計画」、「宗像市雨に強いまちづくりビジョン(雨水管理総合計画)」ならびに各個別の計画とも連携しながら整理します。

また、実施時期の目標について、リスクの低減に資するハード対策は計画期間である20年間の中で、早期に実施すべき箇所などを検討し、適宜取組を推進します。一方、避難体制や情報伝達などのソフト対策については、短期での対応が想定されますが、その後も継続的に実施していきます。

視点	方向性	災害ハザード						取組施策	主体			対象エリア			
		洪水 (計画規模)	洪水 (最大規模)	内水	ため池 浸水	高潮	津波		土砂災害	福岡県	宗像市		市民 事業者		
災害リスクの回避	防災体制の充実								① 市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、宗像ユリックス、メイトム宗像(市民活動交流館)の順で、いずれかの施設に本部室を確保		●		東郷地区		
			●							② 河川の浚渫等(流下能力の維持)	●	●		市全域	
災害リスクの低減(ハード)	インフラ等整備		●	●						③ 河道掘削・拡幅、護岸整備、河川内の樹木伐採	●	●		河東、南郷地区	
			●	●							④ 水田の貯留機能向上	●	●		市全域
			●	●							⑤ 水路・側溝の浚渫	●	●		
			●	●							⑥ ため池の補強・改修	●	●		
			●	●							⑦ ため池の有効活用	●	●		
			●	●							⑧ 調整池の浚渫	●	●		
			●	●							⑨ 利水ダム等における事前放流の運用	●	●	●	吉田ダム、多禮ダム、大井ダム
			●	●							⑩ ポンプ施設の整備	●	●		柴町・くりえいと、田熊、田久、須恵・稲元・城西ヶ丘エリア ※1
			●	●							⑪ 管路施設の整備	●	●		
			●	●							⑫ 貯留施設の整備	●	●		
	●	●							⑬ フラップゲートの設置	●	●		市全域		
	●	●							⑭ 急傾斜地崩壊防止施設の管理・整備	●	●				
	●	●							⑮ 砂防施設の整備	●	●				
	●	●							⑯ 砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域の維持補修等を促進	●	●				
災害リスクの低減(ソフト)	避難・検討・防災体制の充実、計画・検討・情報発信		●	●	●	●	●	●		⑰ 治山事業の推進	●	●		市全域	
			●	●	●	●	●	●	●		⑱ 危険区域に立地する全ての要配慮者利用施設の計画作成及び避難訓練の実施	●	●		●
			●	●	●	●	●	●	●		⑲ 浸水及び土砂災害の状況、気象庁予報等の防災気象情報等の掲載情報、防災情報ダッシュボードの充実による早期避難の啓発	●	●		●
			●	●	●	●	●	●	●		⑳ SNS等を活用した情報伝達手段の多様化	●	●		
			●	●	●	●	●	●	●		㉑ 災害時のリアルタイム情報の提供	●	●		
			●	●	●	●	●	●	●		㉒ 防災マップによる状況提供	●	●		
			●	●	●	●	●	●	●		㉓ 自主防災組織と連携した避難体制の構築や防災リーダーの確保育成の推進	●	●		●
			●	●	●	●	●	●	●		㉔ ため池浸水による被害が想定される場合は他の避難所の早期開設及び早期避難を呼びかける	●	●		
	●	●	●	●	●	●	●		㉕ 土砂災害警戒区域等の周知	●	●	●			

※1:宗像市雨に強いまちづくりビジョン～雨水管理総合計画～に基づく重点対策地区